経済建設委員会資料
令和8年11月2日提出

工業用水道事業について

経済部 企業誘致推進課

1　工業用水道事業の概要

1-1. 飯塚市工業用水道事業の沿革

産炭地域の産業基盤の整備を目的に、昭和45年10月に後牟田工業団地及び潤野工業団地を給水区域とする「飯塚市産炭地域小水系用水道事業」を開始しました。

その後、平成9年10月に津島工業団地、平成16年4月に健康の森公園へ給水を開始しています。

※平成29年4月に事業名称を「飯塚市工業用水道事業」へ変更

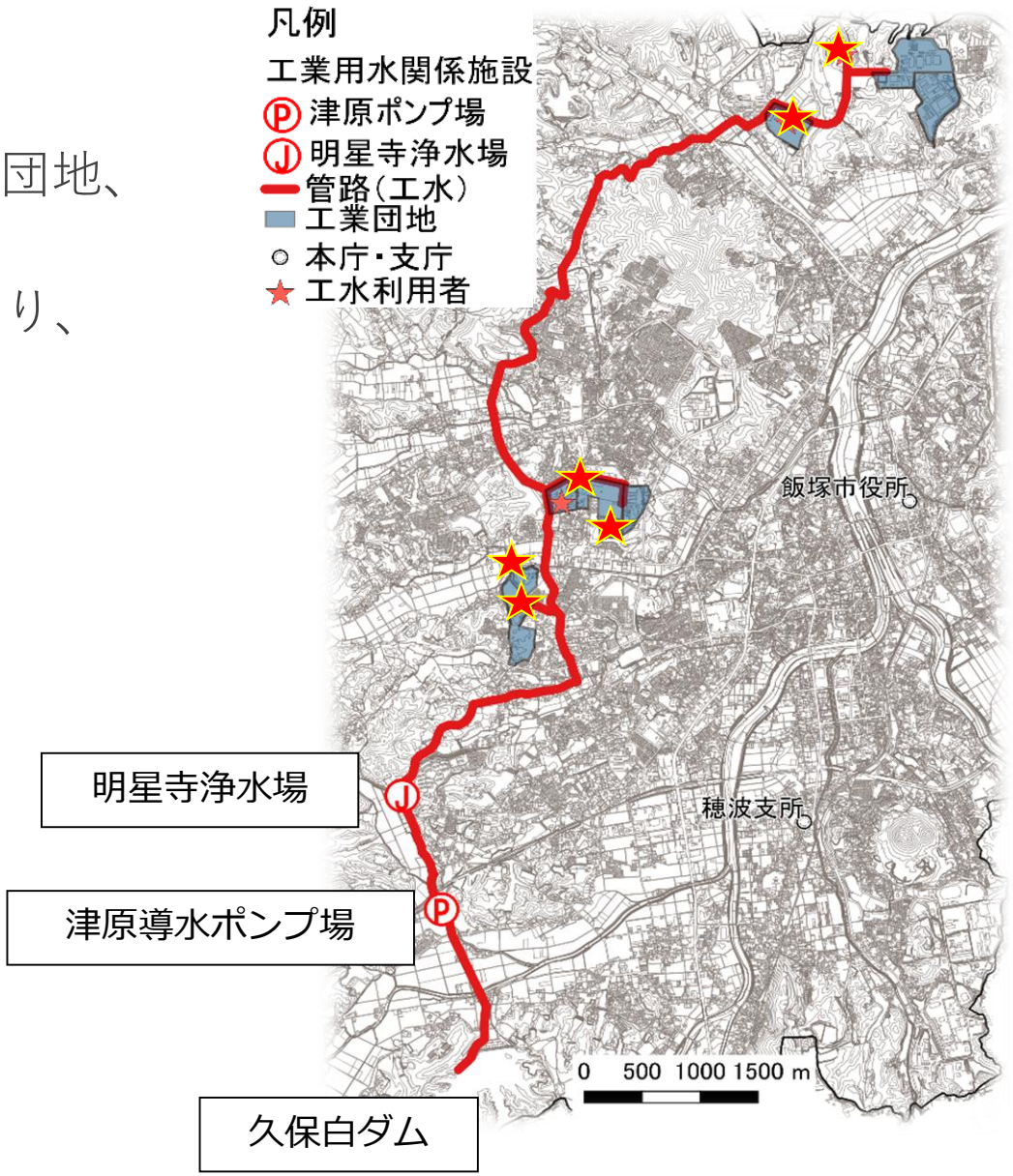
年　月	主なできごと
昭和45年10月	「飯塚市産炭地域小水系用水道事業」として給水開始 （後牟田工業団地及び潤野工業団地を計画）
平成９年10月	津島工業団地へ給水開始
平成16年４月	健康の森公園へ給水開始
平成18年３月	1市4町の合併 （飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・嶺田町）
平成29年４月	「飯塚市工業用水道事業」へ名称変更

1-2. 工業用水の給水区域

- 現在、潤野工業団地、後牟田工業団地、津島工業団地、健康の森公園の区域に給水しています。
- 令和7年度末現在、配水管は12.22㎞敷設されており、利用事業所数は6社となっています。

≪工業用水道利用事業所≫

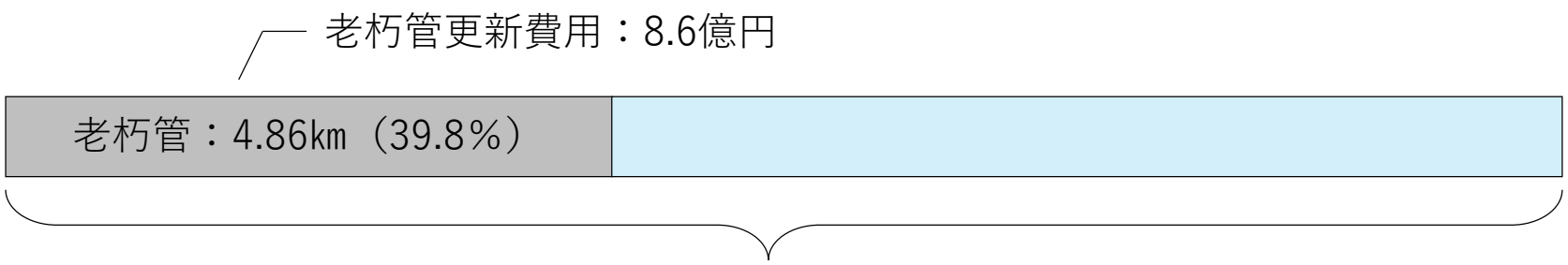
事業所名	給水開始年月
日本タングステン㈱	昭和45年10月
大塚石材㈱	昭和46年5月
沢井製薬㈱	昭和56年5月
㈱スズキ納整センター	平成9年10月
飯塚市スポーツ協会	平成16年4月
九州白水㈱	平成26年6月



2 工業用水道事業の課題

- **契約水量の減少**：契約企業6社（うち1社は飯塚市）、契約水量355㎥/日
- **事業採算性の悪化**：毎年3～4千万円の赤字
  収支不足は一般会計からの補助金で補填
- **施設老朽化**：配水管全体の約4割が敷設から法定耐用年数40年を経過
  今後、多額の更新費用が必要

≪参考：令和7年度の更新費試算≫



3 工業用水道の漏水について

令和8年7月3日（金）に潤野地区において工業用水配水管の漏水が発生

- 発生場所：潤野児童遊園付近
- 発生原因：工業用水の配水管の老朽による破損の可能性が高い
- 漏水発生及び対応時系列

日　付	時　間	内　　容
7月3日	8：38	市民の方より企業局上水道課へ道路から水が湧出していると入電
	9：00	企業局上水道課職員による現地確認
	9：02	企業局上水道課より企業誘致推進課へ報告、情報共有
	9：10	企業誘致推進課より利用企業5社及びスポーツ振興課へ漏水発生及び使用制限を依頼
	10：07	復旧工事開始
	適時	利用企業5社へ現況報告。各社の状況確認。
	17：10	利用企業5社へ本日夕方までの復旧見込みがない事を連絡。各社が企業活動を継続できること及び復旧時の連絡先等について確認。
	19：12	漏水修繕完了、通水確認中

- 利用企業への影響：漏水発生が週末ということもあり大きな影響はなかった

4 工業用水道事業の在り方の検討

- R7.11月　　利用企業への工業用水道事業の現状説明及びヒアリング実施
- R8. 2月　　工業用水道水利使用許可の更新手続きの協議（遠賀川河川事務所）
- R8. 3月　　事業廃止の方向で事務を進めることを決定
- R8. 7月～　利用企業へ事業廃止の方向性の説明及び意向調査の依頼
- R8. 9月～　工業用水道の水利使用許可申請手続き開始
- R8.10月　　利用企業の意向調査完了

≪参考：令和7年度飯塚市公営企業会計決算審査における飯塚市監査委員の意見≫

　工業用水道事業については、営業赤字が常態化しています。また、施設等の老朽化が進行しており、維持更新に多額の財政負担が今後見込まれるなど課題が深刻化しています。今後の事業の在り方について検討されることを要望します。

※「令和7年度 飯塚市歳入歳出決算書及び基金運用状況財政健全化並びに経営健全化審査意見書」より抜粋

5 工業用水道水利使用許可（水利権）について

水利使用許可の状況

- 許可者：国土交通省　九州地方整備局長（窓口：遠賀川河川事務所）
- 河川の名称：遠賀川水系内住川及び久保白川
- 取水量：1日最大取水量3,500㎥
- 水利使用期限：令和9年3月31日まで

※ 上水道の水利使用期限：令和12年3月31日まで

水利使用許可の更新手続きについて

- 遠賀川河川事務所と水利使用許可の更新手続きについて協議
- 工業用水道事業の在り方を検討していることを説明
- 市の水利使用許可水量を確保するためには、上水道の水利使用許可期限（令和12年3月31日）に合わせて工業用水から上水道への移行が必要
- 現行の工業用水の水利使用許可期限を令和12年3月31日まで延長し、上水道の水利使用許可更新申請の際に、工業用水の許可水量分を、上水道の許可水量に移行（上乗せ）することについて相談

工業用水道事業を廃止した場合の工業用水及び上水道の水利使用許可の更新手続きについて了承を得る

6 工業用水道事業の方向性

意向調査の実施

工業用水を廃止した場合の切替方法や切替時期及び市へのご意見等について、利用企業の意向調査を実施

- 全ての利用企業が上水道への切替と回答（1社は地下水も検討）
- 全ての利用企業が令和11年度末（令和12年3月31日）までの切替対応が可能と回答
- 市へのご意見等
  - ・切替工事の費用負担
  - ・水道料金の増額に対する補填等、優遇措置の検討をお願いしたい

今後の方向性

　工業用水道事業の廃止について、市の水利許可水量の確保の見通しがたち、利用企業の理解が得られたことから、令和11年度末（令和12年3月31日）の事業廃止に向けて事務を進めていく。